

生活豆知識

さまざまな悪質商法 (SF商法)



今月から数回にわたり、さまざまな悪質商法の事例についてお知らせします。今月はSF商法についてです。

SF商法とは…

狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、「ハイ、ハイ」と手を上げさせるなどして、ただ同然で日用品などを配り、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で高額な商品を売りつける商法です。

よくある例

会場

- 商店の空き店舗
- 一般家庭の一室やガレージ
- マンションの一室
- 空き地
- 集会場 など

誘い方

- 街頭でクジを引き、景品が当たったので会場に行くように言われた。
- 自宅の郵便ポストに「新店舗のご挨拶」というチラシが入っており、試供品の引換時間を書いてあった。
- 近所で激安販売会の呼び込みをしていた。
- **ただ同然で配られる物**
- ひざや手首のサポーターなどの健康グッズ

売られる商品

- ふきん、ざる、プラスチック容器などの日用品
- パン、乾めん、卵やインスタント食品などの食品
- 布団類 (磁気布団、羽毛布団、遠赤マット、竹炭マットなど)
- 健康器具 (電気治療器、磁気治療器、放射性岩石など)
- 健康食品 (ローヤルゼリー、プロポリス、ウコンなど)
- **商品の金額**
- 20万円から50万円くらいのものが多い。最近では数万円程度のものも増えている。

なぜ契約してしまっただのか

- 日用品をもらうだけで帰ろうと思いい会場に行ったが、もらうことに夢中で、気が付いたら前列の数人だけが残されていた。契約するしかなかった。

被害にあわないために

- 無料配布や販売会のチラシ、引換券を配っていても受け取らないようにしましょう。
- 販売員や近所の人に誘われても、絶対に会場に行かないようにしましょう。
- 何よりも会場に行かないことに尽きます。いったん会場に入ってしまうと、途中

で帰りたいと思っても帰れなくなってしまう。ただ同然でいろんな物をもらえたとしても、最後には高額な商品を買わされる羽目に陥ります。「ただより高い物はない」と心得ましょう。

- いったん会場に入ってしまったら、のめり込んでしまいがちですが、自分にとって本当に必要な商品なのか、金額は妥当なのかなど、もう一度考えてみましょう。
- 空き店舗を利用した期間限定の店舗や臨時の販売会には注意しましょう。
- 何かトラブルが起きて連絡したいことがあっても、すぐにそこには業者がおらず、本社所在地が遠方だったり、不在がちだったり、なかなか連絡がとれないことがしばしばあります。また、架空の連絡先だった場合は、被害の回復が困難になります。

契約をやめたい時

クーリング・オフ

- 「法律で定められた事項が書かれた書面 (法定書面という) を受け取った日」 (契約した日ではありません) から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフする

旨を書面で通知するだけでなく、契約を止める理由は必要ありません。布団や器具は使っていますが、そのまま返せます (送料は事業者負担)。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまったら

「がんに効く」「血圧が下がる」「膝の痛みが軽くなる」など、虚偽の説明により消費者が誤認して契約してしまったとき、契約させるために消費者を威迫して困惑させようとする行為や、帰りたいと言ったのに帰してもらえないなどの不適切な勧誘があった場合は、契約の取り消しができます。

まず相談しましょう

上記のようなことがなかったとしても、契約に納得いかないときは、あきらめずに左記相談窓口にご相談しましょう。

相談窓口

- 役場企画財政課商工労働係 (2階⑩番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)
- (社)北海道消費者協会消費生活相談推進員 (釧路総合振興局配置) (☎0154-44-3460)

自然の番人宣言



図1 リーフレット

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、私たち一人ひとりが、「自然の番人」となり、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとするもので、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定したものです。

本町では、不法投棄やポイ捨てなどが今も後を絶ちません。不法投棄やポイ捨ては犯罪です。絶対にしないでください。自然を壊す不法投棄やポイ捨てをしない、させない、許さないという思想を持ち、本町の美しい自然環境を守っていきましょう。



図2 ステッカー

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレット(図1)やポスター、自動車に貼り付けるステッカー(図2)を役場住民課環境衛生係でお配りしていますので、ご希望の方はお気軽に申し出てください。

不法投棄をした者への罰則は、個人は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金となります。

不法投棄ごみを見つけたら：役場住民課環境衛生係

(1階③番窓口 ☎485-2111 内線125)

不法投棄をしている人を見つけたら：
弟子屈警察署 (☎482-2110)

町立病院 医療講演会



- 日時／10月8日(出)、午前9時～
- 場所／ふれあい交流センター
- 講演／
- 演題 「ごえんせい誤嚥性肺炎の予防と口腔ケア」
- 講師 村田歯科医院院長黒岩恭子医師

■プロフィール／

- ◇神奈川県歯科大学卒業
- ◇神奈川県茅ヶ崎市在住
- ◇著書など

「口腔ケア最前線」「口から食べたい」「口から食べることへの支援」「障害をもつ人に寄り添う」など。口腔ケアグッズの開発では、「クルリーナ」や吸引チューブ付きの「吸引ブラシ」は有名

不法投棄クリーン作戦

- 日時／10月29日(出)、午前9時30分～
- 集合場所／コンベンションホールういず前駐車場
- 実施場所／町内
- 問い合わせ／役場住民課環境衛生係
(1階③番窓口 ☎485-2111 内線125)



小学生の入院費を助成します

小学生の入院費などの費用について、下記負担金額を超えて支払った額を申請により助成します。

- 助成範囲／小学生(満12歳になる日以後の最初の3月31日までの方)の入院など
- ※小学生に乳幼児等医療費受給者証は交付されません。
- 申請方法／いったん入院費を病院に支払い、
- ①病院の領収書 ②健康保険証 ③印かん ④振込先口座の控えを持参して、下記に申請してください。

- 助成内容(月額)
- ★入院：3割負担から左記の本人負担を差し引いた額が戻ります。
- 住民税非課税世帯：初診時一部負担金として580円
- 住民税課税世帯：1割負担月額上限4万4千400円
- ★通院：助成対象外
- ※食事代などの保険適用外のご負担分は、計算の対象とはなりません。

- 問い合わせ／役場住民課年金保険係(1階④番窓口 ☎485-2111 内線127)